

議案第四十二号

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

（不当な行為の禁止）

第十九条 園長は、園児に対して教育及び保育又は指導を行うに当たっては、身体的苦痛を与え、人格を辱める等不当な行為をしてはならない。

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とする。

第二十六条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第二十五条を第二十六条とし、第二十一条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十条第一項中「第二十六条」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

付則に次の見出し及び三項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準に係る特例）

5 第七条第三項に定める職員については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって同項に定める職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 前項の場合において、当該保健師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 前二項の規定により第七条第三項に定める職員を保健師等をもって代える場合においては、当該保健師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和四年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第三号）等の施行による幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）の一部改正を踏まえ、規定を整備するため、本案を提出いたします。